

令和7年度「千葉県奨学のための給付金（通常給付）」について

千葉県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して「奨学のための給付金」を支給いたします。

(注) 昨年度に申請した場合でも、毎年度、申請が必要です。

新入生に対する一部早期給付の申請を行った場合でも、7月から翌年3月分を希望する場合には、別途、本募集における申請が必要です。

1 支給対象

認定基準日（令和7年7月1日）現在、次の要件すべてに該当する高校生等の保護者等

- 就学支援金、学び直し支援金又は専攻科の生徒への修学支援の対象者であること
- 私立高等学校等に在学していること（平成25年度以前に入学した者を除く）
- 保護者等が千葉県内に在住していること
- 生活保護（生業扶助）受給世帯、若しくは令和7年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に属すること

2 支給額

支給区分		支給額（年額）
1	生活保護受給世帯（全日・定時・通信制）	52,600 円
2	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（全日制・定時制）	152,000 円
3	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（通信制・専攻科）	52,100 円
4	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯の生徒（3を除く）（専攻科）	10,420 円
5	保護者等全員の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯の生徒（専攻科）	10,420 円

3 申請方法

- (1) 保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合
- ・・・在学する私立高等学校等を通じて申請してください。
- （申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。問い合わせ先も学校です。）